

業 務 等 回 答 書

提出日：令和2年6月4日

発注機関名	産業労働部産業立地・経営支援課	公 告 日	令和2年5月15日
業 務 名 業務箇所名	令和2年度 企業誘致システム化事業委託業務		
質問書提出者	所 在 地		
	商号又は名称		
	電 話		
	担当者 所属・氏名		
質問内容	タブレット仕様書に記載されているスペックは、参考スペックとして考えてよろしいでしょうか？		

回答日：令和2年6月5日

回 答	タブレットの仕様は、仕様書に示すタブレット相当品以上のものであれば可とします。
-----	---